

第 10 回百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産学術委員会（議事要旨）

日 時：2021 年 3 月 2 日（火）15:00～17:10

場 所：大阪府庁咲洲庁舎 37 階会議室

出席委員：岡田委員長、和田副委員長、稲葉委員、西村委員、福永委員、増田委員、宗田委員、シュタインハウス委員

オブザーバー：文化庁文化資源活用課文化遺産国際協力室西川調査官、中門係員

（※議題 1～3：すべて公開）

-：委 員

1 遺産影響評価について

1(1)遺産影響評価マニュアル案（議事）

○遺産影響評価マニュアル案の内容について説明し、次のような留意点について指摘を受けた。

-世界遺産委員会が現在作成途中の新しいH I A マニュアルが完成すれば、そこで使用されている用語や内容について参照し、遺産影響評価マニュアル案で用いる用語や表現がそれと整合性をとれているようにすること。

-都市計画の範囲内での許認可事業についても、新しいH I A マニュアルを参照しつつ、遺産影響評価マニュアル案に反映させること。

1(2)大仙公園基本計画パブリックコメント結果報告（報告）

○大仙公園基本計画パブリックコメントの結果について報告し、理解を得た。

1(3)南海高野線連続立体交差事業の環境影響評価の進捗報告（報告）

○環境影響評価のプロセスの中で、世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」への影響評価を行い、世界遺産に対して十分な配慮がなされた環境影響評価書が作成されることへの理解を得るとともに、次のような指摘を受けた。

-遺産影響評価に特化した条例を新たに作らなくても、既存の環境影響評価を用いての運用はあり得るが、その中に世界遺産の要素を評価できるような項目を盛り込み、影響があった場合には判断できる担保が取れるよう、遺産影響評価マニュアル案に書き込むようにすること。

-環境影響評価のマニュアルの中で、法的手続が発生しない事業に対して、どのように遺産影響評価の対象として把握していくのかがきっちりと書かれている必要がある。

-1 府 3 市の自治体の文化財保護部局と建築部局、開発部局との意思疎通がとれ、きちんと一定のレベルで遺産影響評価の対象事業を捕捉できるようにすること。

2 百舌鳥エリアにおけるガス気球試行運行について（議事）

2(1)今後のスケジュール（案）

2(2)影響評価手法（案）

○百舌鳥エリアでのガス気球試行運行に関する今後のスケジュール案と遺産影響評価項目案について説明し、下記の指摘を受けた。

- 1年間の試行が終わる前に、試行状況あるいはH I Aにつながる中間報告をすること。
- H I Aの報告には、海外の世界遺産などでの類例について、状況の違いも含めて比較できるようにすること。
- コロナ禍の中で実施することの反応について、市民や文化財関係者を含め各方面から、大きな反対が出てくる可能性も考慮し、様々な反応に対して事務局として慎重に対応できるように、事前に対応方法について検討しておくこと。
- 最終的な評価の取りまとめに際しては、試行運行期間におけるコロナ禍の影響やインバウンドの復活状況なども加味して評価するようにしたほうがよい。
- 試行運転を行いながら、かつ、地域の方への説明やアンケートを取って対応していくことなど、ユネスコ世界遺産センターに正確な情報を伝えるようにすること。

3 モニタリングについて（議事）

3(1)2019年・2020年モニタリング年次報告書（案）

○モニタリング年次報告案について報告し、理解を得た。

- 非常に丁寧にやっており、宮内庁との連携もうまくいっている。毎年繰り返し実施されていくものなので、あまり過剰にならないように。全体としてうまくいっていると思う。

以 上